

第 2 回 JSP0 国体発第 183 号
令和 3 年 1 月 5 日

加盟都道府県体育・スポーツ協会
中央競技団体
事務局長 様

公益財団法人日本スポーツ協会
事務局長 根本 光 憲
(会 印 省 略)

国民体育大会関係決定事項等について（通知）

平素より当協会スポーツ推進事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般 12 月 10 日に開催いたしました令和 2 年度第 3 回国民体育大会委員会において、下記の件について決定しましたので通知いたします。

なお、資料につきましては、日本スポーツ協会 HP にて PDF 版を公開いたします。

以下のページからダウンロードの上、ご参照ください。

URL : <http://www.japan-sports.or.jp/kokutai/tabid/1067/Default.aspx>

【決定事項】

1. 第 78 回冬季大会の開催地について…………… 資料No.1
 - 開催地が未定となっている 2024 年の第 78 回冬季大会について、2021 年が国民体育大会開催基準要項に定める開催決定の時期である大会開催の 3 年前となることから、その開催地の選定及び決定について、伊藤会長と大野国体委員長に一任することが承認された。本件は、令和 3 年 1 月 14 日開催の第 4 回理事会に付議される。
2. 第 85 回大会（奈良県）の開催申請書提出順序について…………… 資料No.1
 - 提案のとおり第 85 回大会（2031 年）の開催地として奈良県が、開催申請書提出順序了解県に承認された。
3. 開催基準要項の改定について…………… 資料No.2
 - 国民体育大会の延期開催に関する規定化について、提案のとおり承認された。主な改定内容は以下のとおり。なお、本改定の施行日は令和 2 年 12 月 10 日付とする。

<主な改定内容>

【国民体育大会開催基準要項】

 - 第 7 項
 - ・ 第 16 項の改定に伴い、第 7 項 3) 及び 4) に、「本要項第 16 項に規定する場合を除き」を追記。
 - 第 16 項
 - ・ 項目に「及び延期の対応」を追記
 - ・ (1) について、大会開催県に適用されていた同項の取り扱いを、開催県に限定しない「国内において」に変更。併せて、不慮の災害について、「災害その他の事由が発生した場合」に変更。
 - ・ (2) 及び (3) について、「災害その他の事由」の内容及び状況を追記。

- ・(4)について、大会を延期する場合の手続きについて追記。
- ・(5)延期開催に関する成績の取扱い及び参加資格の対応について追記。

➤ 第18項

- ・(3)について、予選会を開催できない場合の代替手段による選手選出、代替手段での選手選出が困難である場合の届出について追記。

【国民体育大会開催基準要項細則】

➤ 第7項

- ・延期開催に伴う総合成績の取扱い、参加資格に関する事項を追記。以下項番号を繰り下げ。

4. 第75回大会関係について

- ・競技会棄権理由（第75回冬季大会）…………… 資料No.3
 - 各都道府県から提出された棄権理由について、その大部分が傷病等によるものであり、著しく妥当性を欠くものはないことを確認、承認された。

5. 参加資格関係について

- ・東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置…………… 資料No.4
 - 現在も県外への避難者がいる状況に鑑み、本特例の適用期間を、第77回大会（栃木県）まで延長することが提案のとおり承認された。
 - 併せて、ふるさと選手制度に卒業小学校を追加したことに伴い、2015年度までに避難等による移動先の属する都道府県において小学校を卒業した者が対象となるよう文言を修正することが承認された。

6. 第76回冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（愛知県・岐阜県）関係について

- ・式典次第の変更…………… 資料No.5-1～2
 - 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、同競技会の式典次第の変更について、提案のとおり承認された。主な変更内容は以下のとおり。

【開始式（愛知県）】

- 「役員・選手団集合開始」から「役員・選手団着席完了」までの時間を延長。
- 「参加都道府県選手団紹介」の取り止め。
- 「スポーツ庁あいさつ」、「中央競技団体あいさつ」を「日本スポーツ協会あいさつ」に集約。

【表彰式（愛知県）】

- 「中央競技団体あいさつ」、「会場地あいさつ」を取り止め。

【開始式（岐阜県）】

- 「参加都道府県旗入場」の取り止め。
- 「日本スポーツ協会あいさつ」、「中央競技団体あいさつ」を「スポーツ庁あいさつ」に集約。

7. 第76回冬季大会スキー競技会（秋田県）関係について

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う変更…………… 資料No.6-1

1) 式典

- 競技会開始前の感染リスクを最小限とする観点から、「開始式の中止」について提案のとおり承認された。

2) 競技会における観客の取扱い

- 競技会における選手・監督、競技会役員等関係者と一般来場者との導線を完全に分離すること、一般来場者の健康・行動管理等の情報に関する管理が困難であることから、「競技会を無観客で実施すること」について提案のとおり承認された。

- 3) 都道府県選手団本部役員及び視察員の編成
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、開催地周辺の宿泊施設では、施設の廃業・休業、営業施設の受け入れ自粛が発生しており、開催県が実施した選手等の来会予定者数が、宿泊施設の受け入れ可能人数を大きく超過している。これを受け、コロナ禍においても競技会の開催を最優先とするため、参加カテゴリーの優先順位を付け優先順位の高い者から開催県が確保した宿泊施設に斡旋することとし、宿泊斡旋の対象者を「選手・監督、競技会運営者、都道府県選手団本部役員2名（原則としてJSP0公認スポーツドクター1名及び総務担当1名）のみとする」旨の提案について、承認された。
- (2) 医療救護要項の変更……………資料No.6-2
- 医療救護要項内「3 医療救護対策」(1)エに記載の漏れていた「歯科医師」を追記することについて、提案のとおり承認された。
- (3) 参加章の意匠……………資料No.6-3
- 提案のとおり承認された。
8. 第76回本大会（三重県）関係について
- (1) 競技会会場及び競技日程の変更……………資料No.7-1
- 提案のとおり承認された。
- (2) 総則の変更……………資料No.7-2
- 提案のとおり承認された。変更内容は以下の通り。
- 【変更内容】
- ・レスリング競技及び柔道競技の会期前への変更に伴う、会期及び会場の記述変更
 - ・デモンストレーションスポーツの会期変更
 - ・レスリング競技及び柔道競技の競技日程の変更に伴う、参加申込締切日変更
 - ・鹿児島国体が栃木県の翌年に延期されたことに伴う、視察員数の記載変更
 - ・議題5に伴うふるさと選択要件の緩和に関する特例の対象者の記載変更
- (3) 各競技別実施要項……………資料No.7-3
- 提案のとおり承認された。
- ※主な変更点是对比表の通り。
- (4) 予選会免除対象大会……………資料No.7-4
- (5) 中央競技役員数及び同所要経費基準……………資料No.7-5
- (6) 宿泊要項の改定……………資料No.7-6
- 提案のとおり承認された。
- (7) 役員懇談会の取扱い
- 新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、当協会にて第76回本大会時の役員懇談会の開催について検討を重ねてきたが、「3密」の回避等、万全な感染拡大防止対策を講じることが困難なこと、競技会への感染リスクを最小限とすること等の観点から、同大会時の役員懇談会については実施しないことについて、提案のとおり承認された。
9. 第77回冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（栃木県）関係について
- ・表彰式会場の変更について……………資料No.8
 - 提案の通り承認された。

10. 第77回冬季大会スキー競技会（秋田県）関係について

- ・ポスター図案、テーマ規定書体……………資料No.9
- 提案の通り承認された。

11. 第77回本大会（栃木県）関係について

- ・競技会場及び競技会場名称の変更……………資料No.10
- 提案の通り承認された。

12. 第80回冬季大会及び本大会（青森県）関係について

- ・テーマ（愛称）・スローガン及び規定書体、マスコットキャラクター……………資料No.11
- 提案のとおり承認された。

【その他】

- ・特別国民体育大会（鹿児島県）関係について

- 伊藤会長及び大野国体委員長に一任をいただいている特別国民体育大会の開催地決定に係る諸手続の内、関係各所と引き続き調整を行っている大会会期については、調整が完了次第、伊藤会長及び大野国体委員長の了解を得た後、改めて通知をすることが承認された。

【報告事項】

1. 第76回冬季大会（愛知県・岐阜県・秋田県）関係について

- (1) トップアスリートの参加資格の特例措置対象者……………資料No.12-1
- (2) 競技会の放送等……………資料No.12-2
- (3) 国体協賛看板掲出並びにインターネット動画配信計画……………資料No.12-3
- (4) 開催地準備状況（ガイドラインの作成等）……………資料No.12-4
- 資料のとおり報告された。

2. 第76回本大会（三重県）関係について

- ・競技会における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン……………資料No.13
- 資料のとおり報告された。

3. 第78回本大会（佐賀県）関係について

- ・愛称及び規定書体の変更……………資料No.14
- 資料のとおり報告された。

4. 国体パートナープログラム（協賛制度）について……………資料No.15

- 資料のとおり報告された。